

令和4年9月30日(金)・10月3日(月)

総務委員会資料

付託議案

【一般事件案】

第110号議案

財産の取得について (原子力安全対策課) P 1

【予算案】

第85号議案

令和4年度島根県一般会計補正予算(第4号)[関係分]
(消防総務課) P 2

報告事項

1. 新型コロナウイルス感染症に伴う業務見直し状況について
(消防総務課) P 5
2. 新型コロナウイルス感染症の状況について
(防災危機管理課) P 6
3. 令和4年度島根県総合防災訓練について
(防災危機管理課) P 1 2
4. 令和4年度島根県原子力防災訓練について
(原子力安全対策課) P 1 3

防 災 部

財産の取得について（車両用ゲート型モニタ）

次のとおり財産を取得するものとする。

記

1. 取得の内容 車両用ゲート型モニタ 14台
2. 取得の目的 原子力災害時に、避難車両への放射性物質の付着の有無を円滑に検査するための体制整備
3. 取得の方法 購入（一般競争入札）
4. 取得金額 29,876,000円
5. 取得の相手方 松江市浜乃木三丁目3番25号
株式会社千代田テクノル島根営業所

【第85号議案】

総務委員会資料
令和4年9月30日・10月3日

令和4年度島根県一般会計補正予算（第4号） [関係分]

歳出総括表 [防災部]

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)
消防総務課	1,221,860	4,630	1,226,490
防災危機管理課	528,140	▲ 7,449	520,691
原子力安全対策課	1,755,178	▲ 413,171	1,342,007
合計	3,505,178	▲ 415,990	3,089,188

〔一般会計〕

(単位:千円)

事業名	補正前	補正額	補正後	概 要	予算科目				議案資料1 掲載ページ
					款	項	目		
消防総務課	1,221,860	4,630	1,226,490	【財源】一般財源:4,630					
1 人件費 一般職給与(一般管理費)	33,701	789	34,490	一般職員	3人→3人	2	1	1	27
2 人件費 一般職給与(防災総務費)	99,228	2,196	101,424	一般職員	13人→13人	2	6	1	32
3 人件費 一般職給与(工鉱業総務費)	26,853	1,645	28,498	一般職員	4人→4人	7	2	1	58
防災危機管理課	528,140	▲ 7,449	520,691	【財源】一般財源:▲7,449					
1 人件費 一般職給与(防災総務費)	91,668	▲ 7,449	84,219	一般職員	12人→12人	2	6	1	32
原子力安全対策課	1,755,178	▲ 413,171	1,342,007	【財源】国:▲389,214 一般財源:▲23,957					
1 人件費 一般職給与(公衆衛生総務費)	53,157	▲ 4,112	49,045	一般職員	7人→7人	4	1	1	39
2 人件費 一般職給与(環境保全費)	138,528	▲ 13,979	124,549	一般職員	20人→19人	4	5	2	43
3 原子力防災対策事業費	911,948	▲ 395,080	516,868	県庁機能移転先整備事業 事業費の年割りの変更による減		2	6	2	32

債務負担行為変更分〔防災部〕

(単位：千円)

課 名	事 項	補 正 前		補 正 後		主な変更理由
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
原子力安全対策課	原子力防災対策事業費	令和5年度	395,000	令和5年度	501,222	非常用発電機設備の調達価格が増額したため

新型コロナウイルス感染症に伴う業務見直し状況（主な中止・延期等業務）

総務委員会資料 令和4年9月30日・10月3日 防災部

新型コロナウイルス感染症の感染拡大と、その対応業務へ多くの職員を従事させる必要があったため、

① 中止、延期した事業・イベント（対外的なもの）

部局名	所属名	事業・イベント	対応方針（見直し内容）	
防災部	消防総務課	液化石油ガス法関係立入検査	延期・縮小等	9月以降に予定していた検査を、11月以降に延期
防災部	消防総務課	消防表彰（知事表彰）	延期・縮小等	9月に予定していた表彰式を、10月に延期
防災部	防災危機管理課	島根県総合防災訓練（図上訓練）	延期・縮小等	10月に予定していた総合防災訓練（図上訓練）を、令和5年2～3月に延期
防災部	原子力安全対策課	原子力発電関係団体協議会幹事会・総会	延期・縮小等	対面形式を取り止め、Web・書面開催
防災部	原子力安全対策課	原子力発電関係団体協議会国要請	延期・縮小等	対面形式を取り止め、要請書送付
防災部	原子力安全対策課	島根原子力発電所周辺環境放射線等測定技術会	延期・縮小等	対面形式を取り止め、Web開催

② 中止、延期した内部業務（県の組織内に加え他県等との業務を含む）

部局名	所属名	内部業務	対応方針（見直し内容）	
共通	共通	R5当初予算新規拡充事業の検討など	延期・縮小等	昨年度夏頃に行った事前検討の検討時期を、後ろ倒し
防災部	消防総務課	市町村消防団担当者会議、市町村消防担当者意見交換会	延期・縮小等	8月以降に予定していた会議を、11月以降に延期
防災部	防災危機管理課	島根県総合防災情報システム例月訓練	延期・縮小等	毎月実施している訓練を、8～9月は中止
防災部	原子力安全対策課	原子力防災訓練に係る避難先自治体協議など（岡山県、広島県等）	延期・縮小等	対面形式を取り止め、Web開催（計9回）

新型コロナウイルス感染症の状況について
新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県の対応経過

日付	国	島根県
8月19日(金)		県内感染者確認(1,175名、累計60,833名)
8月20日(土)		県内感染者確認(935名、累計61,768名)
8月21日(日)		県内感染者確認(393名、累計62,161名)
8月22日(月)		県内感染者確認(1,487名、累計63,648名)
8月23日(火)		県内感染者確認(1,037名、累計64,685名)
8月24日(水)		県内感染者確認(909名、累計65,594名)
8月25日(木)		<p>県内感染者確認(811名、累計66,405名)</p> <p>第81回対策本部会議(書面開催)</p> <p>決定事項 (県民向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染に不安を感じる無症状の方は、無料検査を受けること、なお、この要請については、要請の間を9月30日までとする(特措法第24条第9項に基づく要請)こと等を要請
8月26日(金)		<p>県内感染者確認(826名、累計67,231名)</p> <p>知事会見</p> <p>県立学校長、市町村長及び市町村教育委員会教育長、私立中学校・高等学校設置法人代表者、国立義務教育学校長、島根県スポーツ少年団本部長に対し、8月29日から9月11日までの間、部活動の一時停止を要請(ただし、大会を控えている競技は、1か月前からの活動は認める)</p>
8月27日(土)		県内感染者確認(590名、累計67,821名)
8月28日(日)		県内感染者確認(361名、累計68,182名)
8月29日(月)		県内感染者確認(1,181名、累計69,363名)
8月30日(火)		<p>県内感染者確認(921名、累計70,284名)</p> <p>第82回対策本部会議(書面開催)</p> <p>決定事項 (県民、事業者向け)</p>

日付	国	島根県
		<p>県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、以下のこと等を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 要請の期間は、令和4年8月31日から当面の間とする <p>(飲食店等の利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各店舗において感染防止対策を徹底し、そうした店舗を利用することを前提として、飲食の際の人数を4人以下とすること、ただし、次の条件を全て満たす場合は、この人数制限を適用しないこと <ul style="list-style-type: none"> ①一つのテーブルを4人以下で利用し、テーブル間の対人距離を2m以上確保 ②テーブル間の移動をしない ただし、家族、友人等で同居する者の利用については、これらの人数制限を適用しないこと 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で、「島根県新型コロナ対策認証店」を利用する場合は3時間、それ以外の店舗を利用する場合は2時間を限度とすること <p>知事会見（県民と飲食店の方向け） 飲食店等の利用について、一定の条件を満たす場合は、人数の上限を設けないこと等を要請</p>
8月31日（水）		県内感染者確認（704名、累計70,988名）
9月1日（木）		県内感染者確認（633名、累計71,621名）
9月2日（金）		県内感染者確認（640名、累計72,261名）
9月3日（土）		県内感染者確認（541名、累計72,802名）
9月4日（日）		県内感染者確認（258名、累計73,060名）
9月5日（月）		県内感染者確認（933名、累計73,993名）
9月6日（火）		県内感染者確認（746名、累計74,739名）
9月7日（水）		県内感染者確認（608名、累計75,347名）
9月8日（木）	基本的対処方針の変更	県内感染者確認（621名、累計75,968名）
9月9日（金）		県内感染者確認（516名、累計76,484名）
9月10日（土）		県内感染者確認（364名、累計76,848名）
9月11日（日）		県内感染者確認（217名、累計77,065名）

日付	国	島根県
9月12日(月)		県内感染者確認(681名、累計77,746名)
9月13日(火)		県内感染者確認(402名、累計78,148名)
9月14日(水)		<p>県内感染者確認(350名、累計78,498名)</p> <p>第83回対策本部会議</p> <p>知事指示事項 (県民、事業者向け)</p> <p>県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、以下のこと等を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 要請の期間は、令和4年9月14日から当面の間とする <p>(都道府県をまたぐ移動)</p> <ul style="list-style-type: none"> 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動については、行き先の都道府県の要請を確認の上、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底した上で行うこと、ただし、発熱等の症状がある場合は控えること また、県外のご家族やご親戚などが自宅に滞在する場合や、県外の個人宅等に滞在する場合は、自宅・個人宅等でも家庭でできる感染防止対策を徹底すること <p>(飲食店等の利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各店舗において感染防止対策を徹底し、そうした店舗を利用すること 「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保すること
9月15日(木)		県内感染者確認(316名、累計78,814名)
9月16日(金)		県内感染者確認(338名、累計79,152名)
9月17日(土)		県内感染者確認(260名、累計79,412名)
9月18日(日)		県内感染者確認(170名、累計79,582名)
9月19日(月)		県内感染者確認(140名、累計79,722名)
9月20日(火)		県内感染者確認(604名、累計80,326名)
9月21日(水)		県内感染者確認(299名、累計80,625名)

日付	国	島根県
		<p>第 84 回対策本部会議</p> <p>知事指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国一律での全数届出の見直しに伴い、9月26日から、発生届の対象外となる自宅療養者が健康観察を受けられるよう新たに「しまね陽性者登録センター」を設置するとともに、既存の「島根県フォローアップセンター」を拡充するため、発生届の対象外となる県民にしまね陽性者登録センターへの登録を要請 ・県においては、今後の感染拡大リスクに備えて政府の方針に基づき、 <ul style="list-style-type: none"> ①高齢者施設等における従事者への定期的な検査などの医療支援の強化 ②1回目、2回目接種を完了した12歳以上の全ての県民を対象としたオミクロン株対応ワクチンの接種の促進 ③フォローアップセンターの拡充（再掲） <p>など、保健医療体制の強化に取り組むこととし、県民及び事業者には、職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、「三つの密」の回避、手洗いなどの手指衛生、換気など、自主的な感染予防行動を徹底することを要請</p>
9月22日（木）		県内感染者確認（284名、累計80,909名）
9月23日（金）		県内感染者確認（108名、累計81,017名）
9月24日（土）		県内感染者確認（338名、累計81,355名）
9月25日（日）		県内感染者確認（165名、累計81,520名）
9月26日（月）		県内感染者確認（307名、累計81,827名）
9月27日（火）		<p>県内感染者確認（265名、累計82,092名）</p> <p>第 85 回対策本部会議（書面開催）</p> <p>決定事項 （県民、事業者向け）</p> <p>県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、以下のこと等を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要請の期間は、令和4年9月28日から当面の間とする <p>（都道府県をまたぐ移動）</p>

日付	国	島根県
		<ul style="list-style-type: none"> ・帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動については、行き先の都道府県の要請を確認の上、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底した上で行うこと、ただし、発熱等の症状がある場合は控えること ・また、県外のご家族やご親戚などが自宅に滞在する場合や、県外の個人宅等に滞在する場合は、自宅・個人宅等でも家庭でできる感染防止対策を徹底すること <p>(基本的な感染対策の徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」など、基本的な感染対策に取り組むとともに、特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること <p>(家庭や職場等での健康管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること ・児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること ・各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること <p>(無料検査の受診)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること、なお、この要請については、要請の期間を10月31日までとする（特措法第24条第9項に基づく要請） <p>(飲食店等の利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各店舗において感染防止対策を徹底し、そうした店舗を利用すること ・「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保すること

日付	国	島根県
		<p>(ワクチンの追加接種)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の重症化や発症等を予防するため、迅速なワクチンの追加接種を進め、接種を希望する全ての方が追加接種を受けられるよう、市町村は、体制の確保に取り組むこと <p>(業種ごとのガイドライン遵守)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守すること（特措法第 24 条第 9 項に基づく要請） <p>(イベント開催の目安)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県の対応（令和 4 年 9 月 14 日島根県対策本部決定）によること（特措法第 24 条第 9 項に基づく要請） <p>(接触確認アプリの活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること <p>(事業所での接触低減の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと <p>(誹謗中傷や差別の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染した方やその関係者などに対する、インターネットや SNS 上などでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること ・また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないこと

令和4年度島根県総合防災訓練について

1. 目的

災害対策基本法第48条及び島根県地域防災計画に基づき、隠岐の島町との共催で住民及び防災関係機関が参加する実動訓練を実施することにより、相互の協力・連携を強化するとともに、地域防災力の向上及び防災意識の高揚を図る。

2. 訓練概要

(1) 日時

令和4年10月16日（日）6:00～12:30

(2) 会場

隠岐の島町（隠岐島文化会館、隠岐水産高校、北小学校、飯田残土処分場、隠岐病院、隠岐空港、西郷港、中村漁港、加茂漁港）、出雲空港、美保飛行場及び境港

(3) 内容

梅雨前線停滞に伴う大雨を想定した住民の避難訓練及び被災者の救助・救援訓練

- ① 地元住民による避難訓練
- ② 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所の開設・運営訓練
- ③ 本土からの救助・救急・医療活動従事者等の輸送訓練（海路、空路）
- ④ 警察、消防、自衛隊等の防災関係機関による土砂埋没車両からの救助訓練
- ⑤ 広域医療搬送拠点及び応急救護所の開設・運営訓練
- ⑥ 孤立地区避難住民の海上輸送及びヘリコプターによる傷病者等の搬送訓練
- ⑦ 災害協定を締結している民間企業による物資の輸送訓練 等

(4) 参加機関、団体（44団体（予定））

島根県警察本部、隠岐広域連合消防本部、陸上自衛隊第13偵察隊、海上自衛隊舞鶴地方隊、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、松江地方气象台、島根県医師会、島根県看護協会、日本赤十字社島根県支部、島根県社会福祉協議会、島根県生活共同組合連合会、隠岐の島町消防団、東郷地区・飯田地区・中村地区住民 他

3. その他

防災安全講演会の開催

(1) 日時：令和4年10月15日（土）10:00～12:00

(2) 会場：隠岐島文化会館（Webによる配信も予定）

(3) 演題：なぜ人は逃げ遅れるのか

～地域防災力向上に向けた効果的な取り組みとは～

(4) 講師：跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 教授 鍵屋 一 氏

令和4年度 島根県原子力防災訓練について

1. 概要

島根県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の技術習得を目的として開催

2. 主な訓練項目

訓練日	訓練項目																	
11月7日 (月)	① 自治体等の初動対応訓練 ② 実動組織による避難措置等訓練 ③ 緊急時モニタリング訓練																	
11月12日 (土)	① 緊急速報（エリア）メールによる広報訓練 ② 住民避難訓練 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">訓練実施自治体</th> <th style="text-align: center;">避難先自治体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">松江市</td> <td style="text-align: center;">(八束)</td> <td style="text-align: center;">岡山県総社市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(大野)</td> <td style="text-align: center;">飯南町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">出雲市</td> <td style="text-align: center;">(平田・灘分・西田・檜山・東・伊野・佐香・久多美・荘原・出東)</td> <td style="text-align: center;">市内避難</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">安来市</td> <td style="text-align: center;">(能義)</td> <td style="text-align: center;">岡山県鏡野町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">雲南市</td> <td style="text-align: center;">(加茂)</td> <td style="text-align: center;">広島県三次市</td> </tr> </tbody> </table> ③ 避難退域時検査訓練	訓練実施自治体		避難先自治体	松江市	(八束)	岡山県総社市	(大野)	飯南町	出雲市	(平田・灘分・西田・檜山・東・伊野・佐香・久多美・荘原・出東)	市内避難	安来市	(能義)	岡山県鏡野町	雲南市	(加茂)	広島県三次市
訓練実施自治体		避難先自治体																
松江市	(八束)	岡山県総社市																
	(大野)	飯南町																
出雲市	(平田・灘分・西田・檜山・東・伊野・佐香・久多美・荘原・出東)	市内避難																
安来市	(能義)	岡山県鏡野町																
雲南市	(加茂)	広島県三次市																

3. 参加機関

国、2県6市、自衛隊、海上保安庁、各警察本部、各消防本部、地域住民、学校、病院、社会福祉施設 ほか

4. 重点項目

(1) 多様な手段による実動避難

- ① バス、自家用車、福祉車両による陸路避難
- ② 実動組織の支援による海路・空路の避難手順を確認

(2) 原子力災害時における避難情報等の情報提供手順の確認

- ① 緊急速報メール、広報車、避難ルートマップ等による情報提供の手順確認
- ② テレビ、ラジオ等メディアを活用した情報提供の手順確認